安芸太田町物品等指名競争入札及び随意契約事務処理要領を次のように定める。

平成28年6月1日

安芸太田町長 小坂眞治

安芸太田町物品等指名競争入札及び随意契約事務処理要領

1 趣旨

この要領は、物品等に係る指名競争入札及び随意契約に関し、安芸太田町財務規則(平成16年規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする契約

この要領において対象とする契約は、次に掲げるもので指名競争入札に付すもの又は随意契約を締結するものとする。

- ア物品の購入、修繕、借受け
- イ 役務の提供等 (建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務並びにアを除く委託業 務又は役務の提供をいう。)

3 指名業者選定要件

- (1)指名競争入札に参加させるために指名する者(以下「指名業者」という。)を選定するときに必要な資格の要件(以下「選定要件」という。)として、次の事項を定めるものとする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4 の規定のいずれにも該当しないこと。
 - イ 町の指名除外を受けていないこと。
- (2)前号に加え、選定要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。
 - ア 発注に対応する品目種別について、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ町長が定めた競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を経過していないこと。
 - イ アに定める事項と同等と町長が認める許可、認可等を受けていること。
- (3)前2号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、選定要件として、次の事項を定めることができる。
 - ア業務を行うための一定の資格を有すること。
 - イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
 - ウ発注する業務について一定の実績を有すること。
 - エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。
 - オ アからエまでのほか、必要と認める事項

4 指名業者の数

指名業者は、選定要件に該当する者の中から発注する契約ごとになるべく3者以上指名するものとし、可能な限り多数の者を指名するよう努めるものとする。

5 指名業者の決定等

指名業者は、規則第2条第7号に定める契約担当職員が決定する。

6 指名通知の方法

- (1) 指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、通知するものとする。
- (2)前号の通知は、書面、FAX又は電子メールにより行うものとする。
- (3) 指名業者には、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - ア 競争入札に付する事項
 - イ 契約条項を示す場所及び日時
 - ウ 入札の場所及び日時
 - エ 入札保証金に関する事項
 - オ 無効入札に関する事項
 - カ 入札が一であるときは無効とする旨
 - キ アから力までのほか、契約担当職員が必要と認める事項

7 指名の取り消し

指名通知の日から開札までに指名業者が選定要件に該当しないこととなったときは、当該指名通知を取り消すものとする。

8 仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 当該入札に係る仕様書及び図面は、あらかじめ定めた期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (2)仕様書又は図面に対する質問は、質問書によって受付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により指名業者全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。

9 説明会の実施

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めたときは、入札手続き、仕様書及び図面の内容について、説明会を実施することができる。

10 落札者の決定方法

- (1)落札者の決定方法は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項本文の定めるところによる。ただし、契約担当職員が特に必要と認める場合は、同令第167条の13において準用する第167条の10の定めるところによることができる。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第 167条の13において準用する第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者に くじを引かせて落札者を決定する。ただし、開札に立ち会っていない者があるときは、 これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 随意契約における見積書を徴する相手方の選定

第3項の規定は、随意契約における見積書を徴取する相手方(以下「見積業者」という。)の選定について準用するものとする。この場合において、「指名競争入札に参加させるために指名するもの(以下「指名業者」という。)を選定するときに必要な資格要件」とあるのは、「見積業者を選定するために必要な資格要件」と、「選定要件」とあるのは「見積業者選定要件」と読み替えるものとする。ただし、これにより難いと町長が認める場合は、この限りではない。

12 見積業者の決定等

- (1)第5項の規定は、見積業者の決定について準用するものとする。この場合において、 同項本文中「指名業者」とあるのは「見積業者」と読み替えるものとする。
- (2) 見積書は、なるべく2人以上の者から徴さなければならない。

13 入札結果等の閲覧

契約担当職員は、本要領に基づき実施した指名競争入札及び随意契約の結果等を閲覧に付するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。